

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給割合に関する規則

平成6年3月10日
組合規則第27号

改正 平成17年3月22日組合規則第45号

(目的)

第1条 この規則は、柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(昭和55年特養組合条例第17号。以下「給与条例」という。)第15条及び第16条の規定に基づき、時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給割合を定めるものとする。

(時間外勤務手当の支給割合)

第2条 給与条例第15条の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

- (1) 給与条例第15条第1号に掲げる勤務 100分の125
- (2) 給与条例第15条第2号に掲げる勤務 100分の135

(休日勤務手当の支給割合)

第3条 給与条例第16条の規則で定める割合は、100分の135とする。

附 則(平成6年3月10日組合規則第27号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月22日組合規則第45号)

この規則は、平成17年3月22日から施行する。